

汚水処理施設の早期整備に向けて 合併処理浄化槽の補助金制度を拡充します！



汚水処理の現状

府中市では公共下水道の整備を始めてから約30年が経過していますが、整備率は35%程度にとどまっています。公共下水道の現在の全体計画区域を全て整備しようとする約270億円の事業費が必要となり、現在の事業ペースで整備を進めると200年以上の事業期間を要する見込みです。

その間も、全体計画区域内で公共下水道が整備されない区域では、生活雑排水が処理されないまま河川に流れ込む状況が続くこととなります。

私たちの身近にある芦田川の中・下流部は、中国地方にある1級河川の中で、水質の改善が遅れている河川の一つとなってしまうています。

水質悪化の原因の一つが、

生活排水の流入であり、処理されないままの生活排水を流入させないよう、対策をしなければいけません。

汚水処理施設整備の方針を変更

合併処理浄化槽の性能が向上し、下水道と同等の汚水処理性能を有するようになってきました。そこで公共下水道と合併処理浄化槽の2つの整備手法を組み合わせるにより、下水道整備計画区内に、早期に汚水処理施設を完成させ、生活排水の河川流入を防ぎます。

浄化槽設置の補助金制度を拡充

し尿処理のみ行うものを単独処理浄化槽と呼び、し尿と併せて、生活排水も処理が可能なものを合併処理浄化槽と呼びます。従来あった合併処理浄化槽の設置費用の補助に加え、汚水処理施設整備方針の変更により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換される場合、設置費用に加えて各工事費の補助金を加算します。

浄化槽設置の補助金額

住宅への合併処理浄化槽設置費用の補助制度

区分		補助限度額
設置費	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円

※下水道事業計画区域と、大型合併処理浄化槽の広谷団地汚水処理施設の区域は対象となりません。既存の合併処理浄化槽からの更新も補助対象外です。

単独処理浄化槽の撤去費用、宅内配管工事費用の補助金を加算します

区分			補助限度額
加算額	単独処理浄化槽	単独槽撤去費	90,000円
		宅内配管工事費	300,000円

適用期間 令和2年度補助金申請分より適用

対象 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合
各工事費の補助条件

▷単独処理浄化槽の撤去費用の補助金は、完全撤去の場合のみ対象

▷宅内配管工事費用の補助金は、家屋の間取りを変えずに配管工事する場合のみ対象

申請方法 補助金交付申請書に必要書類を添付し、環境整備課に申請してください。詳しくは、問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

▷下水道について…上水下水道課（☎43-7162）

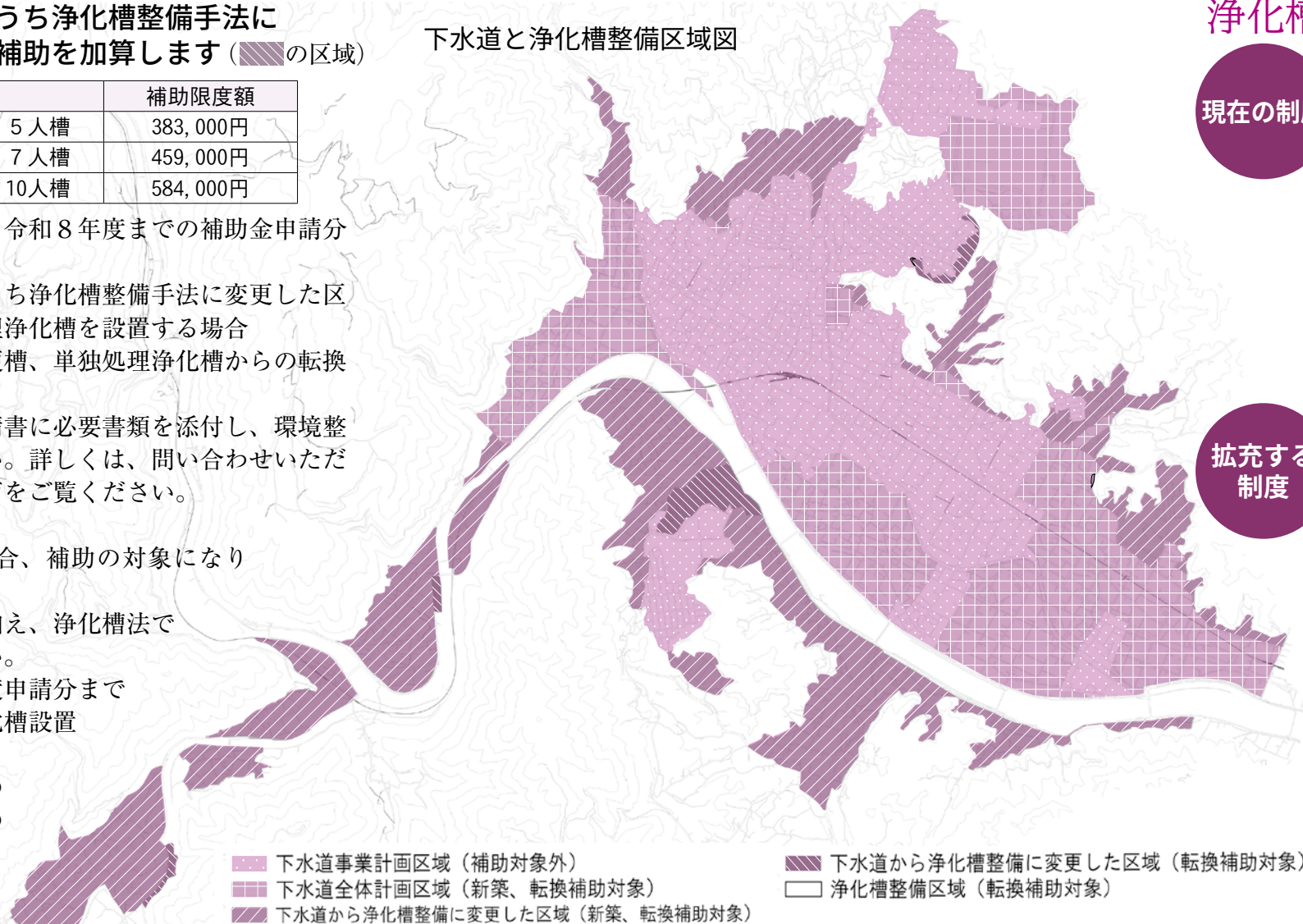
9月10日は、下水道の日

下水道が整備された区域の皆さん

3年以内に

下水道に接続しましょう

下水道と浄化槽整備区域図



問い合わせ先 ▷浄化槽について…環境整備課（☎43-9222）

下水道を大切に！

100万円を限度にあつせんし、利息を市が負担します。ただし、この制度の利用は、下水道が整備された区域になってから3年以内に工事を行う人に限られます。

工事費用の利子を市が負担します

下水道への接続工事を行うために必要な資金の融資を、指定金融機関を通して

公共下水道が使用できる地域で、まだ下水道に接続していない家庭や事業所などは、早めの接続をお願いします。

下水道が整備された区域では、3年以内に下水道への接続が義務付けられます。下水道への接続工事は、府中市排水設備指定工事店が行うことになっています。

紙おむつや雑巾、ウエットティッシュなどの異物により、下水道のポンプ施設が故障することがあります。ポンプが停止すると、下水管が詰まり、排水が逆流し、汚物が噴き出すなどの事態になります。また、台所からの野菜くずや天ぷら油なども下水道を詰まらせ、処理場の機能を低下させる原因になっています。

一人一人が注意をして、下水道を大切にしましょう。

使用人数の変更届の提出を

井戸水を使用されている世帯の人数が、下水道使用料算定の基礎となります。事情により世帯の人数が変更した時は必ず、上水下水道課に上・下水道変更申込書を提出するか、電話で連絡をしてください。

拡充する制度

下水道全体計画区域のうち浄化槽整備手法に変更した区域への特例補助を加算します（の区域）

区分		補助限度額
加算額	5人槽	383,000円
	7人槽	459,000円
	10人槽	584,000円

適用期間 令和2年度から令和8年度までの補助金申請分
特例補助の補助条件

下水道全体計画区域のうち浄化槽整備手法に変更した区域内で、新たに合併処理浄化槽を設置する場合
※一部区域は、汲み取り便槽、単独処理浄化槽からの転換のみ対象。（の区域）

申請方法 補助金交付申請書に必要書類を添付し、環境整備課に申請してください。詳しくは、問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

注意事項

▷補助金の交付決定前に着工された場合、補助の対象になりません。

▷浄化槽設置後は、保守点検、清掃に加え、浄化槽法で定める法定検査を必ず受けてください。

▷都市計画税課税区域内は、令和4年度申請分まで例外的に、新築物件への合併処理浄化槽設置に対する補助金を適用しています。

▷上下地区は、下水道事業計画区域外の汲み取り便槽、単独処理浄化槽からの転換のみ補助を適用しています。

▷下水道事業計画区域は拡大します。最新の区域は、環境整備課または、上水下水道課に問い合わせてください。